

申 請 概 要

1 申請者

東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）
代表取締役社長 山村 雅之

2 申請年月日

平成28年2月5日

3 変更予定日

認可後、速やかに実施。

4 概要

現行の接続約款では、光ファイバ回線^{※1}に係る接続工事等について接続事業者が指定した時刻にNTT東西が実施するための手続（以下「接続工事等時刻指定手続」という。）が規定されている。

今般、接続事業者からNTT東日本に対し、接続事業者の工事とNTT東日本のドライカップに係る接続工事を連続して実施^{※2}したいとの要望があった。

この場合、ドライカップに係る接続工事についても接続工事等時刻指定手続を利用する必要があるが、現行の接続約款では、ドライカップは当該手続の適用対象回線として規定されていない。

本件は、上記の状況を踏まえ、NTT東日本が、電気通信事業法（以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づき、当該手続の適用対象回線にドライカップを追加するため、接続約款の変更を行うものである。

※1 加入ダークファイバ、接続専用線（アクセス回線が光ファイバのもの）及びメガデータネット。

※2 平成28年3月より実施を予定。

5 変更内容

(1) 変更内容の概要

現行の接続約款では、光ファイバ回線に限定して接続工事等時刻指定手続が規定されているため、新たにドライカップを適用対象回線に追加するもの。

(2) 追加する手続の提供条件

今般追加するドライカップに係る当該手続の提供条件は以下のとおり。

区分	今般追加する手続の提供条件	(参考) 現行の接続工事等時刻指定手続の提供条件
対象回線	・ ドライカップ	・ 加入ダークファイバ ・ 接続専用線（アクセス回線が光ファイバのもの） ・ メガデータネット
曜日	・ 平日	・ 全日
時間帯	・ 昼間	・ 昼間、夜間、深夜

(参考) 現行の接続工 事等時刻指定 手続費※3	・ 平日昼間 : 7,890円 (1.278時間) ・ 平日夜間 : 14,335円 (2.013時間) ・ 平日深夜 : 22,468円 (2.739時間) ・ 土日祝日昼間 : 9,446円 (1.278時間) ・ 土日祝日夜間 : 14,878円 (2.013時間)
-----------------------------------	--

※3 接続工事等時刻指定手続費は、指定された時刻から作業を開始するための事前の準備時間（夜間および深夜の時間帯の手続費には、再出社・再帰宅に要する時間を別途加算）に、作業単金を乗じて算定。

6 諮問を要しない理由

本件は、以下の理由から、法第169条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会決定第5号に基づき、諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。

- ・ 既に接続約款に規定されている接続工事等時刻指定手続のうち、平日昼間の開通工事に係る手続について、接続事業者から要望のあったドライカップを、その適用対象回線に追加するものであるため。

本件手続の提供条件は、既に接続約款に規定されている接続工事等時刻指定手続の提供条件と比較して、曜日、時間帯について異なるものであるが、これは、接続事業者からの要望がないことから、本件手続の提供条件を本件申請のとおりとすることは妥当であるといえる。

- ・ 新たにドライカップについても接続工事等時刻指定手続を適用するものであるが、その手続費は、既に接続約款に規定されている接続工事等時刻指定手続費と同様の算定方法により算定されるものであるため。

本件手続の内容は、接続事業者から指定された時刻から作業を開始するため、作業開始までの間待機するものであり、既に接続約款に規定されている接続工事等時刻指定手続の内容と同様のものであることから、その手続費についても、既に接続約款に規定されている接続工事等時刻指定手続費と同様の算定方法により算定されることは妥当であるといえる。